○外務省告示第二百十七号

令和七年三月十日にラマッラで、パレスチナにおける脆弱な子供及び女性の保健・栄養サービスへのアクセス改善計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合児童基金との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　脆弱な子供及び女性の保健・栄養サービスへのアクセス改善計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　六億円

3　署名者

日　本　側　荒池克彦パレスチナ関係担当大使兼対パレスチナ日本政府代表事務所長

国際連合児童基金側　ジーン・ゴーグ在パレスチナ事務所特別代表

令和七年六月十七日

外務大臣　岩屋　毅

○外務省告示第二百十八号

令和七年二月二十七日にキーウで、緊急復旧計画（フェーズ４）のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がウクライナ政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　緊急復旧計画（フェーズ４）を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　八十八億円

3　贈与の供与期限　令和十年二月二十九日

4　署名者

日　本　側　中込正志在ウクライナ大使

ウクライナ側　オレクシー・クレーバ復興担当副首相兼地方・国土発展大臣

令和七年六月十七日

外務大臣　岩屋　毅

○外務省告示第二百十九号

令和七年二月二十七日にエレバンで、アルメニア共和国におけるナゴルノ・カラバフ避難民及びホストコミュニティに対する精神保健及び心理社会的支援計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合児童基金との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　ナゴルノ・カラバフ避難民及びホストコミュニティに対する精神保健及び心理社会的支援計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　五億円

3　贈与の供与期限　令和八年二月二十八日

4　署名者

日　本　側　青木豊在アルメニア大使

国際連合児童基金側　クリスティーン・ヴァイガンド在アルメニア事務所代表

令和七年六月十七日

外務大臣　岩屋　毅

○防衛省告示第四十三号

自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第百五条第一項の規定により、漁船の操業を制限し、又は禁止する区域及び期間並びにその条件を次のとおり定める。

令和七年六月十七日

防衛大臣　中谷　元

区域の名称	制限又は禁止区域	期間	条件
六ヶ所対空射撃場水域（青森県上北郡六ヶ所村地先）	一区域 北緯四一度〇四分〇三秒、東経一四一度二三分一二秒の基点を中心とする半径二〇、〇〇〇メートルの圏中、真方位四三度から一三三度までの射界を形成する扇形区域内の海面	一区域 令和七年七月一日から同年八月三十一日までの間、同年九月十七日から同月二十四日までの間、それぞれ毎日午前八時から午後七時まで	全ての漁船の操業を禁止
	二区域 北緯四一度〇四分〇三秒、東経一四一度二三分一二秒の基点を中心とする半径一〇、〇〇〇メートルの圏中、真方位四三度から一三三度までの射界を形成する扇形区域内の海面	二区域 令和七年九月一日から同月十六日までの間、同月二十五日から同年十一月五日までの間、それぞれ毎日午前八時から午後七時まで	

○中部地方整備局告示第七十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年六月十七日から二週間中部地方整備局及び同局愛知国道国道事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年六月十七日

中部地方整備局長　佐藤　寿延

一　道路の種類　一般国道

二　路線名　二十二号

三　指定する道路の部分

区間	敷地の幅員
一宮市丹陽町九日市場字上田二四番一から同市木曽川町黒田十一ノ通り一六三番一まで	延長〇・四六～五一・七四メートル　九・六一一キロメートル

四　指定する期日　令和七年六月十七日

国会事項

衆議院

法律公布奏上通知書受領

六月十三日参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

スポーツ基本法及びスポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律の一部を改正する法律

環境影響評価法の一部を改正する法律

社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律

承認を求めるの件送付通知書受領

六月十三日参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件

議案提出

六月十三日議員から提出した議案は次のとおりである。

政治団体における複式簿記の導入に関する法律案（池下卓外二名提出）

議案受領

六月十三日参議院から受領した同院提出案は次のとおりである。

手話に関する施策の推進に関する法律案

議案通知書受領

六月十三日参議院から、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

スポーツ基本法及びスポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律の一部を改正する法律案

又同日参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

信託業法の一部を改正する法律案

盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律案

環境影響評価法の一部を改正する法律案

社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律案